

2024年4月26日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
株式会社ベネフィット・ワン
代表取締役社長 白石 徳生

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

決議事項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2024年5月22日を効力発生日として、当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）20,302,600株を1株に併合することといたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は次のとおりであります。

第1号議案の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は28株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

加えて、本株式併合の実施に伴って、当社の株式は上場廃止となるとともに当社の株主は第一生命ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及び株式会社パソナグループのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第11条（定時株主総会の基準日）及び定款第14条（電子提供措置等）を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

（ご参考）株式併合及び単元株式数変更について

当社は、本日開催の当社臨時株主総会において、2024年5月22日をもって当社株式20,302,600株を1株に併合すること及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

なお、本株式併合及び単元株式数の廃止に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、当社株式が2024年5月20日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること、及び本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとし、東京証券取引所プライム市場に上場している当社株式を非公開化することを目的とする一連の取引の一環として行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であることを踏まえ、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付価格と同額である2,173円を乗じた額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

2. 今後のスケジュール

- 2024年5月17日（金）（予定） 当社株式の最終売買日
- 2024年5月20日（月）（予定） 当社株式の上場廃止日
- 2024年5月22日（水）（予定） 本株式併合の効力発生日
- 2024年7月下旬頃（予定） 端数株式相当分の売却代金の交付

以 上